



平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会社名 中央魚類株式会社
代表者名 代表取締役会長 伊藤 裕康
(コード番号 8030 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役執行役員経理部部长 伊妻 正博
(TEL 03-3541-2500)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、関東財務局に提出いたしました平成 28 年 3 月期の内部統制報告書において、当社の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備がある旨記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社株式会社ハウスイ（以下「ハウスイ」という。）の連結子会社（持分比率 100%）である株式会社せんいち（以下「せんいち」という。）において、同社の元従業員による着服及び会計処理の誤りによる売上過大計上の事実がハウスイより報告を受け判明いたしました。

平成 28 年 3 月末日までに対応が遅れ、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記の不正が平成 28 年 3 月の期末日近くに発覚したこと、及び報告体制が十分に整備出来ていなかったため、直接監督しているハウスイからの報告が遅れ、当社としての改善対応も遅れました。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

- (1) 子会社における業務体制の見直しと監督機能の確保
- (2) 子会社の経理業務担当者への教育
- (3) 内部監査体制・内部通報制度の強化
- (4) グループ全体のコンプライアンス意識の向上

親会社である当社といたしましては、ハウスイ並びにせんいちに対して運用確認等を一刻も早く実施いたします。

4. 連結財務諸表等に与える影響

今回の内部統制の不備に起因した決算数値等の修正措置等は既に完了しており、平成 28 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

「無限定適正意見」であります。

以 上